

## 能登町競争入札心得（平成20年能登町告示第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(落札者の決定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 総合評価方式が適用される場合は、第1項の規定にかかわらず、能登町建設工事総合評価方式試行要領（平成19年能登町告示第55号）及び能登町低入札価格調査制度実施要領（平成31年能登町告示第9号）にて規定する方法により落札者を決定する。</p>	<p>(落札者の決定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則（平成31年 2月28日告示第11号）</p> <p>この告示は、平成31年 3月1日から施行する。</p>	